

○高知県警察留置業務規程（平成27年2月6日高知県警察本部訓令第3号）

（概要）

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な運営に関し必要な事項を定めたものです。